

① 安全なインターネットの使い方

インターネットにもルールがある



「フィルタリング」や「ウィルス対策」が必要!

スマホ（スマートフォン）やパソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等で利用できるインターネットは、便利である反面、危険も多くあります。

危険なサイトやアプリの利用を制限する「フィルタリング」や、個人情報^{じふじんじょう}を抜き取る等の危険な作用^{さよう}を及ぼしてしまうウィルスの感染を防ぐ「ウィルス対策」などを行い、安全に利用しましょう。詐欺サイト、アダルトサイト、自殺サイト等中学生が利用すべきでないサイトには、アクセスしない、アクセスできないようにしましょう。

- 「青少年インターネット環境整備法」(2009年4月施行)で、18歳未満の者が使用する携帯電話サービスには、保護者が不要と申し出ない限りフィルタリングを導入することが義務づけられています。



フィルタリング(イメージ)

保護者の方へ

「フィルタリング」を必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要です。

①携帯電話回線による接続 ②無線LAN回線による接続 ③アプリによる接続
お子さんが安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合①②③の3つのフィルタリングが必要となります。
携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で、①②③のフィルタリングが可能です。
使用時間や利用できるアプリの制限など、お子様の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

ネットのルールやマナーを身につけよう

ネットでの交流は大変楽しく便利なものですが、ルールやマナーが必要です。次のようなことに注意しよう。

- メールの返事が来ない場合でも、相手の事情を考えて返事の催促^{せいきそく}などはせず、思いやりを持つことが必要です。また、急ぎのメール以外は「すぐに返さないと失礼」「返さないと無視していると思われる」とは考えないようにしましょう。
- ネットで悪口を書かれたり仲間はずれにされたりすることは、やった人の予想以上に傷つくもの。人を傷つける使い方はやめましょう。
- 勝手に他人の写真を撮って送ったり、他人が書いたものを転送したりするのは、ルール違反。ネットで広がってしまうと、いたずらではすみません。
- 遊園地で暴れたり、アルバイトしているお店で食べ物を粗末にしたりして写真を撮って公開する行為が社会問題になるなど、若者のネット投稿が大きなトラブルとなり、お店が閉鎖されたり、投稿した人が学校で処分されたり犯罪となる場合もあります。もはや、いたずらではすみません。
- 他人になりすましてメールやサイトを使うことは、「不正アクセス禁止法違反」の犯罪になることも。パスワードは盗まない、教えない。
- いたずらのつもりで「〇〇駅で人を殺します」とサイトに書き込んで、「威力業務妨害^{りよくわうぶぼうがい}」で逮捕された中学生の例があります。ネットでの書き込みは、いたずらではすみません。



- 他の人の作品を勝手に転載したり、違法に公開されたものと知りながらダウンロードしたりすることは著作権侵害^{ちやくさくけんしんがい}です。刑罰の対象となる場合もあるので、注意しましょう。
- 18歳未満の人の下着姿や裸の写真・動画は「児童ポルノ」と言い、作ったり公開したりすることは犯罪です。こうした写真・動画は、絶対に撮らない、撮らせない、送らないようにしましょう。



② ネットいじめはしない

ネットでの攻撃は「言葉の凶器」



ネット上であっても同級生などの悪口を書いたり、仲間はずれにすることは「いじめ」です。悪ふざけであっても相手が苦痛を感じるのであれば、それも「いじめ」になります。

匿名の書き込みであっても、人権侵害が疑われる場合は、被害者や警察からの求めに応じて発信者が特定されます。

ネットで誰かの悪口を書いたり、おかしな噂を流したり、勝手に写真や動画を公開したりすることは、絶対に許されません。

ネットいじめの被害にあったら次のようなことに、気をつけましょう。

- ネットで悪口を書かれたり恥ずかしい写真や動画を載せられたりすることはとてもつらいものですし、コピーがどんどん広がってしまう恐れがあります。早めに保護者や先生に相談しましょう。
- ネットいじめの証拠となるメッセージや投稿を見たら、消されないうちに、スクリーンショットを撮るなどして、どこに何が載せられていたのかが、ほかの人が見ても分かるように、記録を残しておきましょう。記録を見てもらえれば保護者や先生にも様子が伝わり、警察等への相談もしやすくなります。
- 自分の権利が傷つけられていると考えられる場合には、掲示板などを運営している会社に投稿の削除を求めることができます。犯罪につながる恐れがある場合には、警察に相談することもできます。こうした手続きを進めるためには、保護者や先生と相談するとよいでしょう。
- 都道府県警察本部少年課等は、ヤングテレホンコーナーでネットいじめなどの相談に応じています。また、法務省が各地に置いている法務局や地方法務局では、ネット投稿の削除に協力してくれます。ほかにも、ネットいじめの相談に応じてくれる窓口があります。〈p.36～37の相談窓口をご覧ください。〉

③ 使い方をコントロールしよう

ネットへの「依存」に注意

ネットが時間を奪っていく

ゲーム、動画、SNS等、スマホさえあればいつでもどこでもネットのサービスを楽しむことができます。でも、だらだらとネットを使っていたら、運動、勉強、スポーツ、睡眠などの時間が減ってしまい、生活が乱れてしまいます。ネットから離れられない状態は「ネット依存」の可能性があります。学校に行けないなどの問題があるようなら早めに保護者、学校や病院に相談するとよいでしょう。

ネットとつきあう時間を自分でコントロールできるようになることが大切です。



お金にも気をつけよう

ネットでは、「基本は無料、もっと使いたいなら有料」というサービスがあります。ネットのゲームを最初は無料で始めて、もっと楽しみたいと有料の武器やアクセサリを購入するようになったところ、あとから高額の利用料金を請求されたケースもあります。有料のサービスを使うときには、保護者とよく相談して、使いすぎないようにしましょう。

保護者の方へ

家庭のルール

犯罪やトラブルからお子さんを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、お子さんにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。



那覇警察署少年課
098-836-0110
那覇地区少年補導員協議会

